

土地の所在

高松市下田井町字滝ノ本145、146、147、150、151-7、
151-10、151-13、154-1、154-4
及び地先 農道・水路

土地利用計画図

埋蔵文化財包蔵地外

開発許可
年 月 日

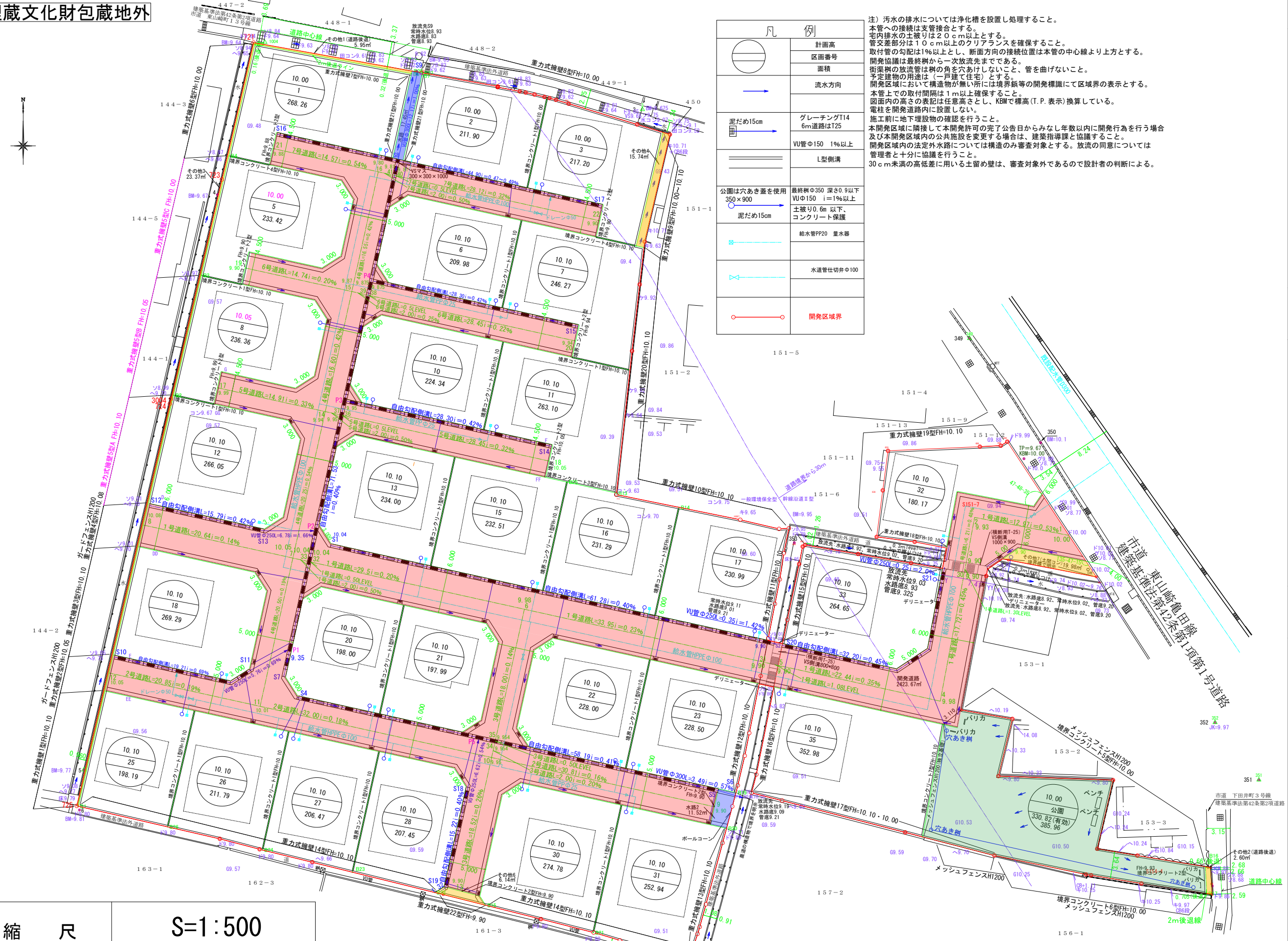
第 令和 7 年 1 月 28 日
R6-117 号

申請者

株式会社ロータリーハウス
代表取締役 増元 竜彦

作成者
住所・氏名

高松市仏生山町甲2130番地1
土地家屋調査士
宅地建物取引士
二級建築士
岡野上 竜二



凡 例	
	計画高
	区画番号
	面積
	流水方向
	泥だめ15cm
	グレーチングT14 6m道路はT25
	VU管φ150 1%以上
	L型側溝
	公園は穴あき蓋を使用 350×900
	泥だめ15cm
	最終樹φ350 深さ0.9以下 VUφ150 i=1%以上 土被り0.6m 以下、 コンクリート保護
	給水管PP20 量水器
	水道管仕切弁φ100
	開発区域界

注) 汚水の排水については浄化槽を設置し処理すること。
本管への接続は支管接続とする。
管内排水の土被りは20cm以上とする。
管交差部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。
取付管の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする。
開発協議は最終樹から一次放流先までである。
街路樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。
予定建物の用途は(一戸建て住宅)とする。
開発区域において構造物がない所には境界線等の開発標識にて区域界の表示とする。
本管上での取付間隔は1m以上確保すること。
図面内の高さの表記は任意高さとし、KBWで標高(T.P.表示)換算している。
電柱を開発道路内に設置しない。
施工前に地下埋設物の確認を行うこと。
本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合
及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
開発区域内の法定外水路については構造のみ審査対象とする。放流の同意については
管理者と十分に協議を行うこと。
30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外であるので設計者の判断による。

縮 尺 S=1:500